

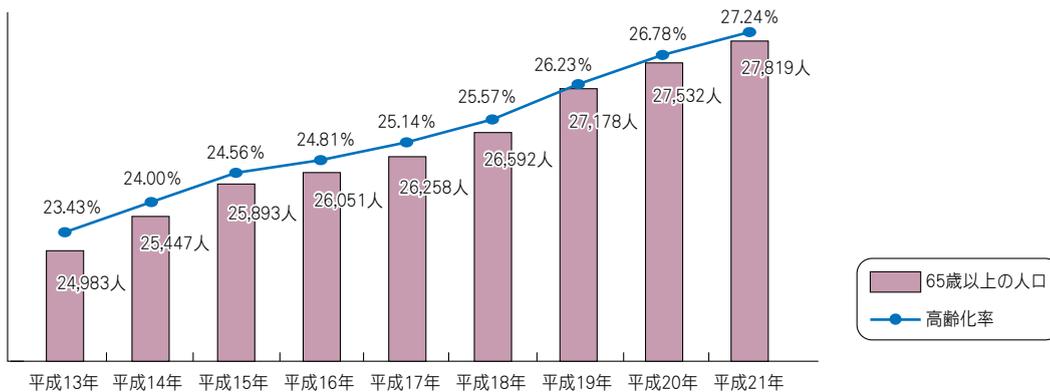
介護保険だより

みんなで支えています 介護保険
～平成20年度介護保険事業の決算状況などをお知らせします～



介護保険は、病気などで要介護状態となり、入浴、食事などの介護や、機能訓練、看護などの医療が必要となった人に対して、福祉・医療サービスを提供する制度です。この制度を運営するための保険料は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)、残り半分を40歳以上の人(40歳～64歳の人30%、65歳以上の人20%)で負担しています。

表1 65歳以上の人口と高齢化率(65歳以上の人口の割合)の推移

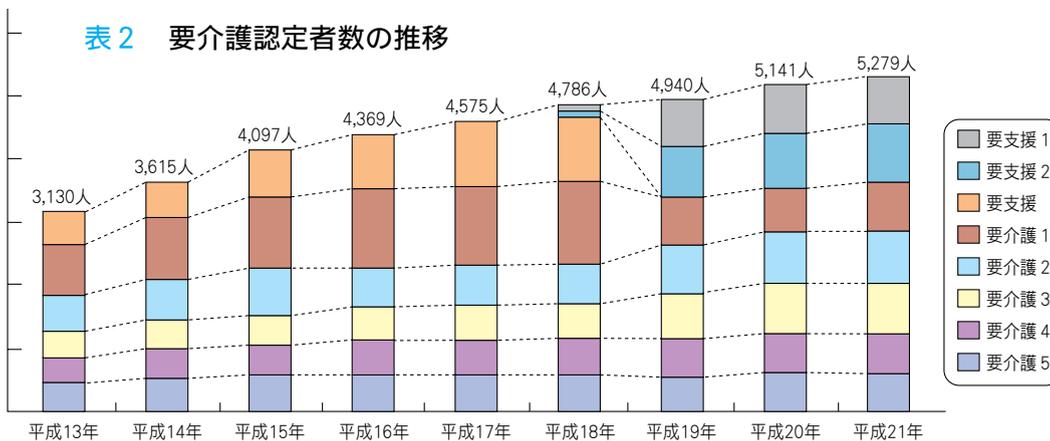


今年3月末現在、65歳以上の人口は、27,819人で、高齢化率は、27.24%です。市の人口の約4人に1人が65歳



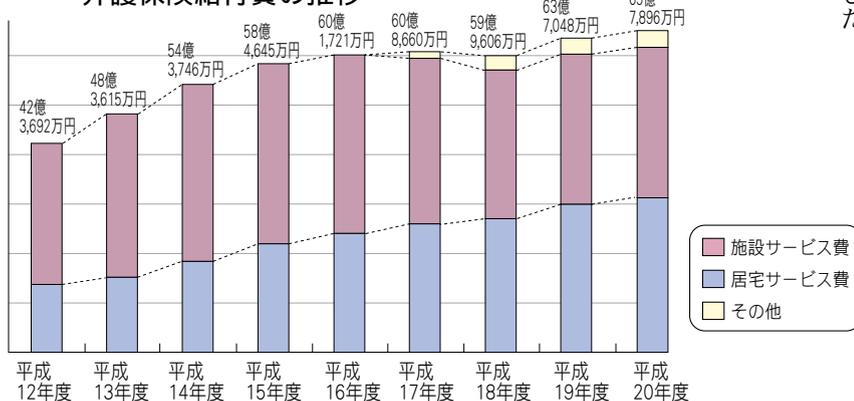
65歳以上の人口と要介護認定者数の推移

表2 要介護認定者数の推移



以上となっています。(表1)また、要介護認定者数は、5,279人です。(表2)

介護保険給付費の推移



特別養護老人ホームなどの施設サービスは、施設で提供される食費などが自己負担になったため、平成17年度から減少傾向にあります。しかし、自宅訪問介護などの介護サービスを受ける居宅サービス費は、制度が始まった平成12年に比べ約2.3倍に増加し、平成20年度には、施設サービス費を上回りました。



介護保険給付費の推移



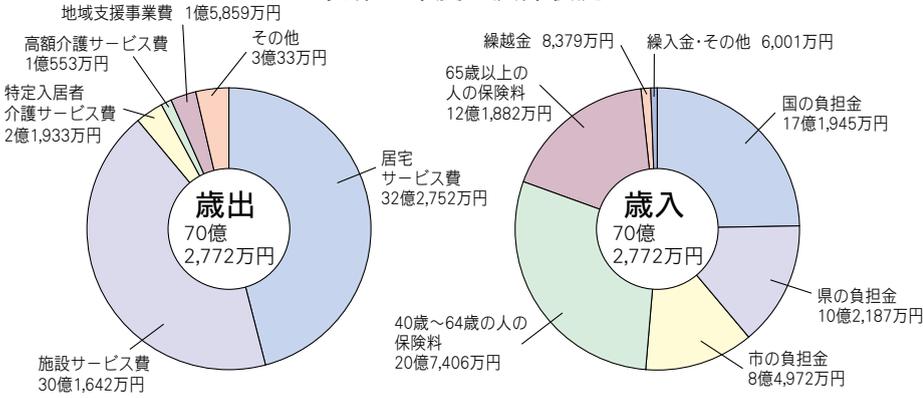


平成20年度の 決算状況

歳出その他の3億33万円には、要介護認定審査の費用7,775万円のほか、介護保険給付費準備基金への積立金1億683万円が含まれます。

介護保険給付費準備基金とは、翌年度以降の介護保険制度の健全な運営のための積立金で、毎年の剰余金の一部を積み立てるものです。

平成20年度の決算状況

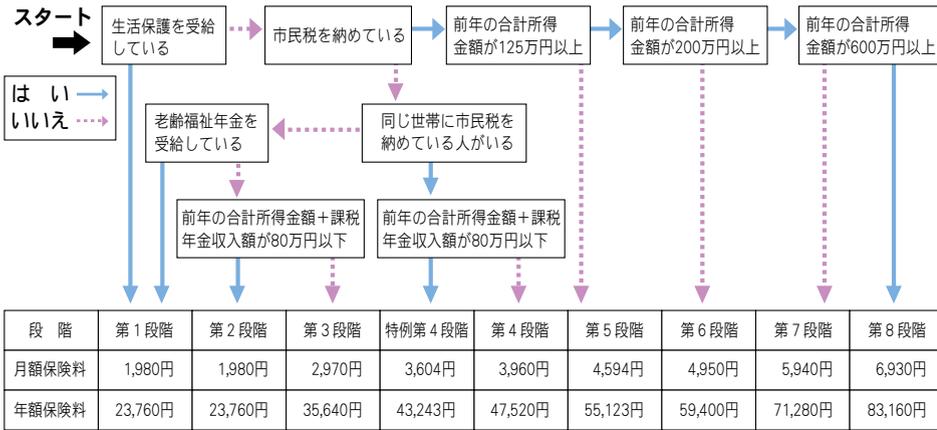


あなたの保険料は？

65歳以上の人(第1号被保険者)

65歳以上の人の保険料は、所得金額に応じて8段階に設定されており、65歳の誕生日の前日の属する月から対象になります。

年金額が年額18万円以上の場合、介護保険料は、年金から差し引く特別徴



今年度からスタートした 第4期介護保険事業計画の概要

- ① 介護保険施設の整備
 - ・ 特別養護老人ホームを10人分増床
 - ・ 小規模特別養護老人ホーム(29人分)を2か所新設
 - ・ 認知症高齢者グループホーム(18人分)を1か所新設
 - ② 高齢者相談窓口の新設
 - ・ 高齢者相談窓口だいわ
 - ・ 高齢者相談窓口三原慶雲寮
 - ・ 高齢者相談窓口すなみ荘
 - ③ 介護保険料などの見直し
 - ・ 月額保険料基準額を3,720円から3,960円に、また保険料の所得段階を6段階から8段階に見直し
- ※ 保険料は、県内で3番目に低い額となっております。

住宅改修や福祉用具の購入は 介護保険の対象です

1 住宅改修費の支給

要介護認定を受けた人が、住宅のバリアフリー化工事を行なった場合、20万円を限度に、工事費の9割が介護保険から支給されます。ただし、事前の申請が必要のため、工事前に高齢者福祉課、または地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に相談してください。

【対象となる工事】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止や移動の円滑化などのための床、または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ ①～⑤の改修に付帯して必要となる住宅改修

2 福祉用具購入費の支給

要介護認定を受けた人が、福祉用具を購入した場合、1年間(4月～翌年3月)に10万円を限度に、購入費の9割が介護保険から支給されます。ただし、指定の販売店で購入した場合に限り、支給されますので、注意してください。

【対象となる福祉用具】

- ① 腰掛け便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

問い合わせ先 高齢者福祉課 ☎08

486240 FAX 0848642130

